(参考)消費税率及び地方消費税率の引上げについて

- ①消費税については、平成26年4月1日より5%(うち地方分1%)から8%(同1.7%)に引き上げ※1、また、令和元年10月1日からは、10%(同2.2%)に引き上げ※2
- ②地方税法の規定に基づき、本市においても、引上げ分の地方消費税収(約16億円)はすべて 社会保障施策に要する経費(約146億円)に充当
- ※1 消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法(平成24年8月成立)
- ※2 消費税率の引上げを再延期する税制改正関連法(平成28年11月成立)

<地方消費税率引上げの概要>

◆引上げ分の地方消費税収については、「社会保障4経費(年金、医療及び介護の社会福祉給付並びに少子化に対処するための施策)」その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充当(地方税法第72条の116)

[地方消費税率] 平成26年4月 1%→ 1.7% 令和元年10月 1.7%→ 2.2%

平成31年度決算額

<歳入> 引上げ分の地方消費税収入(地方消費税交付金) ・・・ 1,555,700千円

<歳出> 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 ・・・ 14,555,609千円(一般財源分)

<拡充した主な市の社会保障施策(H30→H31)>

- ◆保育所等の定員拡大 3,367人→3,576人(+209人、0~2歳児は+110人)[新規6か所]
- ◆ひとり親家庭・生活困窮者等への学習支援(小学5・6年生、児童扶養手当一部支給世帯も対象に) (会場も3会場から4会場に拡大)

平成31年度決算における社会保障4経費その他社会保障施策の要する経費

※民生費及び衛生費(環境経費を除く)の各事業のうち職員人件費及び各課の一般事務費を除く

単位:千円

款	項	目	経 費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	6, 439, 114	3, 640, 239	2, 798, 875
		老人福祉費	2, 958, 561	315, 621	2, 642, 940
		介護保険事業費	2, 588, 920	73, 295	2, 515, 625
		その他	207, 676	20, 435	187, 241
	児童福祉費	児童福祉総務費	1, 036, 813	222, 365	814, 448
		児童措置費	9, 280, 692	6, 800, 098	2, 480, 594
		保育所費	617, 533	106, 089	511, 444
		青少年育成費	505, 146	282, 819	222, 327
		その他	230, 702	86, 760	143, 942
	生活保護費	扶助費	3, 789, 983	2, 840, 057	949, 926
		その他	14, 208	4, 718	9, 490
衛生費	保健衛生費	予防費	777, 138	16, 390	760, 748
		保健費	215, 046	34, 072	180, 974
		その他	361, 713	24, 678	337, 035
合		計	29, 023, 245	14, 467, 636	14, 555, 609